

商品概要説明書
《 J A住宅つなぎローン 》(手形貸付) (基金協会保証型)

(2019年10月1日現在適用中)

1. 商品名	J A住宅つなぎローン
2. お使いみち	○次のいずれかの住宅ローンのお借入までのつなぎ資金 ・福岡県農業信用基金協会保証の J A住宅ローンおよび100%応援型住宅ローン ・協同住宅ローン株式会社保証の J A住宅ローン ・ J Aフラット35 ※対象となる住宅ローンの融資決定が得られている必要があります。
3. ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。(お借入時まで、組合員にご加入いただける方。) ○対象となる住宅ローンの融資決定を受けた方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
4. お借入金額	○10万円以上5,000万円以内 ※対象となる住宅ローンの融資決定額の範囲内とします。
5. お借入期間	○1年以内
6. お借入利率	○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。) ○お借入利率等、詳細については、当 J Aの窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	○お借入元金は、お借入期限に一括してご返済いただけます。 ※お利息は、お借入時(手形貸付によるお借入の都度)にお支払いいただけます。
8. 担保	○ご融資対象物件に対し第1順位の抵当権設定留保をさせていただきます。
9. 保証	○当 J Aが指定する保証機関(福岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、保証機関が必要と判断した場合および次の場合は保証人が必要です。 ・対象となる住宅ローンの融資決定において、連帯保証人がいらっしゃる場合には、その方全員を連帯保証人としていただきます。
10. 保証料	○お借入時(手形貸付によるお借入の都度)に保証料(年率0.95%で計算した金額)をお支払いいただけます。
11. 手数料	○お借入時、無料。 ○繰上返済をされる場合も、無料。 ○ご返済の条件を変更される場合も、無料。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)または総務部リスク管理課(電話:092-924-1311)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、 J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A総務部リスク管理課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター (電話:092-741-3208) 北九州法律相談センター (電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)
13. その他	○お申込に際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。 ○ご返済額の試算については、当 J Aの窓口へお問い合わせください。